



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月11日（金） 第9983号

目次

ページ

告 示

- 免税軽油使用者証の無効（税務課） 2
- 土地収用法の規定による事業認定（監理課） 2
- 道路の供用開始（道路管理課） 4
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 4

公 告

- 土地利用基本計画の変更（地域創生課） 5
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 5

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 6

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課） 6
- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同） 6

落 札

- 落札者等の決定（下水道総合事務所） 8
- 同 8
- 同 8
- 同 9

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第58号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	01-00114	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	前橋行政県税事務所	令和3年12月25日

## ◎群馬県告示第59号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 榛東村
- 2 事業の種類 榛東村防災中枢機能施設整備事業及びこれに伴う農業用用水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 北群馬郡榛東村大字新井字堀之内地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 榛東村教育委員会事務局
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業のうち、榛東村防災中枢機能施設整備事業は、榛東村が、老朽化する中央公民館と学校給食センターを統合して建て替え、快適な生活環境を備えた拠点の避難所となるコミュニティセンター及び児童・生徒の健康を支え、災害時の食料供給基地となる学校給食センターを整備する事業であり、法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。また、本件事業の施行により遮断される農業用用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和3年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じている

ことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在の中央公民館は、昭和48年に建設された施設で、建設されてから約48年が経過しているため、諸設備の老朽化が著しいほか、エントランスやトイレに大きな段差があり、高齢者や車いす利用者等の障がい者にとって利用しやすい施設といえる状況ではなく、安全で利用しやすい公民館の整備を進めていくことが急務となっている。また、駐車可能台数は38台であり、駐車場が手狭であるという課題があるが、移転後の駐車台数は157台を予定しており、駐車場不足が解消され、災害時の拠点施設としての公民館利用者の利便性が向上する。平成15年度に行った耐震診断では、補強が必要と診断された。こうした設備を設置するには、大規模な改修工事を行っても建物の耐用年数が延びるわけではなく、生活弱者に優しく、車社会にも対応できる公民館の移転新築が必要であり、同時に住民意向調査を実施したところ、改修より新築を望む意見が多数あった。また、学校給食センターは、村立北幼稚園及び南幼稚園、村立北小学校及び南小学校並びに村立榛東中学校の2園3校の園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するよう、バランスのとれた栄養豊かな給食を配食している。平成30年度には約1,300人が給食の配食を受けているが、当施設には炊飯施設や食物アレルギー対応調理室もないことから、米飯及び一部代替食の供給は民間企業から提供を受けている状況にある。学校給食センターは、昭和62年に建設され、建設後約34年経過しているため、諸設備の老朽化が著しいことから建替えを検討している。

本件事業は、このような課題を解決するため、生涯学習施設の整備及び学校給食の充実を具現化させる事業として、榛東村防災中枢機能施設整備事業を施行し、災害に強いまちづくりに資する多様な機能を有した防災拠点となる防災中枢機能施設の整備を図るものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しているが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、榛東村教育委員会と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、榛東村公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)及び第6次榛東村総合計画(平成28年3月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した5案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られ

る公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の中央公民館及び学校給食センターは、諸設備の老朽化が著しく安全な耐震強度を有した施設を整備する必要があるため、本件事業を早期に施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	299号	多野郡上野村大字檜原字明ヶ沢3040番の20地先から同郡同村大字同字堂所3062番の1地先まで	令和4年3月11日

◎群馬県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、富士見都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、榛

東都市計画及び吉岡都市計画下水道 利根川上流流域下水道県央処理区

- 2 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課、前橋市水道局下水道整備課、高崎市下水道局総務課、渋川市上下水道局総務経営課、藤岡市上下水道部下水道課、富岡市建設水道部上下水道整備課、安中市上下水道部下水道課、榛東村上下水道課、吉岡町上下水道課、甘楽町水道課及び玉村町上下水道課

## ■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課、前橋市、渋川市、桐生市及び太田市に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和4年2月9日
- 2 変更内容 農業地域及び森林地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画下水道（太田市公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画下水道 太田市公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年1月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び太田市都市政策部下水道課

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「管理官」の下に「副校長」を加え、「企画官」を削り、「写真指導官」を「情報システム指導官 写真指導官」に改め、「運転免許試験指導官」を削る。

附則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第一号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二条第一項第二号(医療職給料表(二)の適用を受ける職員又は)」を削る。

第二十一条中「得た」の下に「数を乗じて得た」を加える。

附則第十一項の項に見出しとして「(救急医療業務手当)」を付し、同項を次のように改める。

11 令和四年九月までの間、病院(一定の救急医療を担うものとして管理者が別に定めるものに限る。)に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他管理者が別に定める職員に、条例第十二条に規定する特殊勤務手当として、救急医療業務手当を支給する。

附則に次の二項を加える。

12 前項の手当の額は、勤務一月につき、三千五百円とする。

(感染症特定業務手当及び救急医療業務手当に係る第十九条第一項及び第二項の規定の適用に関する読替え)

13 附則第九項の規定により支給する感染症特定業務手当及び附則第十一項の規定に

より支給する救急医療業務手当に係る第十九条第一項及び第二項の適用については、同条第一項中「及び夜間特殊業務手当」とあるのは、「夜間特殊業務手当、感染症特定業務手当及び救急医療業務手当」と、同条第二項中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当(救急医療業務手当を除く。）」のと、「及び医師緊急業務等手当」とあるのは、「医師緊急業務等手当及び感染症特定業務手当」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第二十一条及び附則第十一項から第十三項までの規定は、令和四年二月一日から適用する。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第七項第一号」を「第六項第一号」に改める。

第二十一条の見出しを「(特殊勤務手当の支給)」に改め、同条中「第十九条第二号から第四号までに規定する手当」を「前条及び附則第七項から第十三項までに規定するもののほか、特殊勤務手当」に改める。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(救急医療業務手当)

10 令和四年九月までの間、病院(一定の救急医療を担うものとして知事が別に定めるものに限る。)に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他知事が別に定める病院局会計年度任用職員に、条例第二十六条第二項に規定する特殊勤務手当として、救急医療業務手当を支給する。

11 前項の手当の額は、勤務一月につき、三千五百円とする。

12 附則第十項の項を見出しとして「(救急医療業務手当)」を付し、同項を次のように改める。当該手当の月額に就業規程第四十条の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を就業規程第三十条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって手当額とする。

13 附則第十項の規定により支給する救急医療業務手当に係る第十二条第六項の適用については、同項第一号中「基準額の月額に」とあるのは「基準額の月額及び附則第十二項の規定による手当額の月額の合計額に」と、同項第二号中「基準額の時間額」とあるのは「基準額の時間額及び附則第十二項の規定による手当額の月額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから十八日に

七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額の合計額」と、同項第三号中「除して得た額」とあるのは「除して得た額及び附則第十二項の規定による手当額の月額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから十八日に七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額の合計額」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第二十一条及び附則第十項から第十三項までの規定は、令和四年二月一日から適用する。

**■ 落札**

次のとおり落札者を決定した。

令和4年3月11日

群馬県下水道総合事務所長 諏訪 吉彦

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,123,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 354,518,367円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年12月10日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年3月11日

群馬県下水道総合事務所長 諏訪 吉彦

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,928,400kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 55,504,245円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年12月10日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年3月11日

群馬県下水道総合事務所長 諏訪 吉彦

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,029,800kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月2日



- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 54,524,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年12月10日

---

次のとおり落札者を決定した。

令和4年3月11日

群馬県下水道総合事務所長 諏訪 吉彦

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 2,017,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 35,299,537円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年12月10日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---